

出店の留意事項

- 1 出店期間
令和 8 年 10 月 4 日(日) 午前 9 時から午後 4 時30分
- 2 出店場所
大森山動物園ビジターセンター前広場又は森のステージ広場前のうち、「イベント施設使用許可書」に記載された場所
- 3 出店場所への車輛による荷物の搬入出
1 回目（出店準備のための時間） 午前 7 時から 8 時40分
2 回目（撤収のための時間） 午後 4 時30分から 5 時30分
※森のステージ広場前に出店の場合は、通用門から入ってください。
- 4 駐車場
出店準備が終わったら、車両は第 4 駐車場に移動し駐車してください。
- 5 洗い物、雑排水、発電機等
 - (1) 動物園施設の水の使用は禁止します。
 - (2) 動物園施設での洗い物は禁止します。
 - (3) トイレ、側溝、園路等に雑排水は捨てないでください。
 - (4) 発電機を使用する場合は低騒音型を使用するなど、入園者に配慮してください。
 - (5) 動物園施設からの電源を使用しないでください。
 - (6) 秋田市火災予防条例による対象火気器具を使用する場合は、管轄する消防署長に届出をしてください。
- 6 ゴミ等
出店者が販売する商品の使い捨て容器等のごみの回収についてゴミ箱の設置をお願いします。また、来園者から依頼があった場合には他店のごみの回収についても配慮してください。
- 7 一般入園者への配慮
身なり服装には十分気を付けてください。
来園者に対する言動は親切な態度で行うようにしてください。
- 8 その他
 - (1) 各出店者においては、販売等に関する法令等を遵守してください。
 - (2) 販売に関する物品および行為等に関するトラブルは、出店者が負うこととし、動物園は一切その責任を負いません。
 - (3) 使用許可書はビニールなどで包み、見やすい場所に掲示してください。
 - (4) 原材料にアレルギー物質を含む食品を販売するときは、来園者がその旨を知ることができるよう、店頭に表示するなど配慮してください。
 - (5) これらの留意事項のほか公序良俗に反する行為に対しては、使用の停止や許可取消しなどを行う場合があります。
 - (6) 出店の際は、動物園の指示に従ってください。指示に従わない場合は、次回からの出店をお断りします。